

平成二十九年三月十七日受領
答弁第一一七号

内閣衆質一九三第一一七号

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出森友学園との交渉記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出森友学園との交渉記録に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「当該文書」については、財務省行政文書管理規則（平成二十三年財務省訓令第十号）に基づく保存期間が一年未満の行政文書であることから、具体的な時期等を含め廃棄についての記録は残っておらず、お尋ねにお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、保存期間が満了した行政文書は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）上、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており、財務省においては、同法等に基づき、歴史公文書等に該当しない行政文書は適切に廃棄することとしており、廃棄に当たっては、庁舎内でシュレッダーによる裁断処理又は庁舎外で職員立会いの下溶解処理を施した上で、適切に廃棄している。